

【別表1】

所得基準額表

区分		平成30年分所得	備考
世帯人員	1人	678万円	世帯人員が7人を超える場合は、 1人増すごとに20万円を加算する。
	2人	782万円	
	3人	828万円	
	4人	855万円	
	5人	882万円	
	6人	902万円	
	7人	922万円	

- 備考 1 生計を一にする世帯全員の所得額合計から、別表2の特別控除額を差し引いた額が世帯人員に応じた基準額以下であること。
- 2 所得額は、貸与申請前年の所得税法上の所得とする。

【所得基準の計算例】

世帯人数4人（世帯構成 本人 父 母 弟（私立高校 自宅通学）1人）

給与のみの場合

父 給与収入 680万円 （所得金額 492万円）

母 給与収入 460万円 （所得金額 314万円）

計 806万円

特別控除額（別表2）

本人を対象とする控除 59万円

弟（私立高校 自宅通学）1人 41万円

計 100万円

世帯の認定所得額706万円 = 世帯所得合計額806万円 - 特別控除の合計額100万円

4人世帯所得基準額855万円（別表1）

706万円 < 855万円

この計算例の場合は申請対象となります。

【別表 2】

特 別 控 除 額 表

	特 別 の 事 情	特 別 控 除			
A 世 帯 を 対 象 と す る 控 除	(1) 一人親世帯	49万円			
	(2) 本人以外の就学者が いる世帯 (児童・生徒・学生 1人につき)	小 学 校		8万円	
		中 学 校		16万円	
			自 宅 通 学	自宅外通学	
	高 等 学 校	国 公 立	28万円	47万円	
		私 立	41	60	
	高 等 専 門 学 校	国 公 立	36	55	
		私 立	60	80	
	短 期 大 学 ・ 大 学	国 公 立	59	102	
		私 立	101	144	
	専 修 学 校	高 等 課 程	国 公 立	17	27
			私 立	37	46
		専 門 課 程	国 公 立	22	62
私 立			72	112	
	(3) 障がい者のいる世帯 1人につき	障がい者に該当する者 (申請書添付資料：障がい者手帳、療育手帳等の写し等)		86万円	
	(4) 長期療養者のいる 世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。 (申請書添付資料：平成30年中の診療費領収書の写し)			
	(5) 主たる家計支持者が 別居している世帯	別居のため特別に支出をしている年間金額（住居費・光熱水費に限る） ただし、71万円を限度とする。 (申請書添付資料：平成30年中の住居費、光熱水費領収書等の写し)			
	(6) 火災・風水害・盗難 等の被害を受けた 世帯	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生 産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増 または収入減になると認められる年間金額。 (申請書添付資料：被災を証明する書類及び将来長期にわたって支出増 または収入減になると思われる年額の見積書)			
B	申請者本人を対象とする 控除（本人のみが対象）	59万円			

備考：A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合には、
それらの特別控除額を併せて控除することができる。